公的年金からの市・府民税の年金特別徴収について

年金特別徴収は65歳以上の人の公的年金に係る市・府民税を年金支給時（年6回）に年金から天引き（特別徴収）し、市に納付する制度です。

この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額が変更になったわけではありません。なお、納税方法は選ぶことができません。

特別徴収の初年度【表1】

10月から新たに年金特別徴収の対象となる人（4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人）は、年金に係る市・府民税の年税額の4分の1ずつを今までどおり納付書または口座振替（普通徴収）で納めていただき、残りの税額は10月、12月、2月の3回に分けて、年税額の6分の1ずつを年金から引き落とし（特別徴収）します。

翌年度以降は8月まで仮徴収【表2】

年度の前半（4月、6月、8月）は、前年度の税額の6分の1ずつを年金から特別徴収（仮徴収）します。

6月に市・府民税額が決まった本年度の後半（10月、12月、2月）は、年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額の3分の1ずつを年金から特別徴収（本徴収）します。

特別徴収が中止になる場合

次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、特別徴収が中止され、納付書か口座振替による納付（普通徴収）に変更となります。

①介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
②年度途中で転出した
③死亡した
④税額に変更があった
⑤1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった

※年金からの特別徴収の中止処理に時間がかかるため、中止の時期に特別徴収される場合があります。その場合、特別徴収された税額は後日還付されますので、ご了承願います。

※②と④については、一定の要件の下、特別徴収が継続されます。

問税務課市民税係（☎983・1113）

（例）前年度と今年度の市・府民税の年税額が６万円（年金所得のみ）の場合

■特別徴収を開始する初年度の納め方【表１】

徴収方法	納付書や口座振替で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
徴収月	１期（６月末）	２期（８月末）	10月	12月	２月
税額	１万５千円	１万５千円	１万円	１万円	１万円
算出方法	年税額の１／４ずつ		年税額の１／６ずつ		

■翌年度以降の納め方【表２】

徴収方法	年金から引き落とし（特別徴収）					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	４月	６月	８月	10月	12月	２月
税額	１万円	１万円	１万円	１万円	１万円	１万円
算出方法	前年度の年税額の１／６ずつ			（本年度の年税額－仮徴収）の１／３ずつ		

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合健保）、共済組合などの健康保険があります。

国民健康保険（国保）は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養（同居していなくても加入できる場合あり）に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てください。届け出に必要なものは表をご覧ください。

●加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません（遡及制度）。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

●交通事故にあった時も届け出を

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます（一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します）。

問国保医療課国保係（☎983-2962）

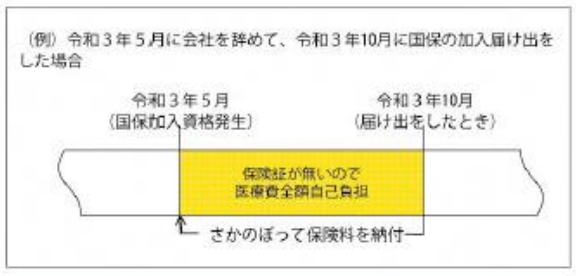

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
加入する場合	八幡市に転入したとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	国民健康保険証、母子健康手帳
	他の健康保険等を脱退したとき	健康保険等の脱退証明書
	生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書
脱退する場合	八幡市から転出するとき	国民健康保険証
	家族が死亡したとき	国民健康保険証、死亡を証明するもの
	他の健康保険等に加入したとき	国民健康保険証、新しい健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他	市内転居、氏名変更、世帯主変更	国民健康保険証
	保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき	国民健康保険証または本人確認書類
	修学のため、家族がほかの市町村に住むとき	国民健康保険証、在学証明書

※届け出にはマイナンバーの記入が必要となるため、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証等）を持参してください。代理人が届け出を行う時は、前述の書類ほか、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

市・府民税（第３期分）
国民健康保険料（第５期分）

納期限は11月1日

市税（料）は市民の暮らしやまちづくりなど、行政サービスを提供するための大切な財源です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay）、市役所で納付してください（市税取扱金融機関およびコンビニは、納付書の裏面に記載しています）。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替（払込）しますので、納め忘れもありません。

申し込みは、引き落とし希望される月の前月15日までに、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関には依頼書がない場合があります）または税務課収納係へご提出ください。また、口座振替依頼書をご自宅へ郵送を希望される場合は、税務課収納係までご連絡ください。

10月15日（金）までに手続きすると、11月末が納期の固定資産税（第４期分）、国民健康保険料（第６期分）から振り替えできます。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。

問税務課収納係（☎983・2481）

京都府域展開アートフェスティバル

ALTERNATIVE KYOTO

－もうひとつの京都－
想像力という〈資本〉ｉｎ八幡

京都府では、日本博の一環として、地域の歴史や風土、生活文化等を題材としたアート・プロジェクト「もうひとつの京都」を令和元年度から実施しています。

今年度は京都府域に息づく多様な歴史・風土を題材とし、文化財等を活用したアートフェスティバルが、八幡市を含む府内６エリアで実施されます。

八幡市でも昨年に約２週間滞在し、リサーチを行った５名のアーティストの「放生／往還」をテーマにした現代アート作品展覧会を次の日程で開催します。ぜひお越しください。

日にち　10月１日（金）～11月７日（日）
場所　①石清水八幡宮頓宮殿　②松花堂庭園・美術館
時間　①午前９時～午後４時　②午前９時～午後５時（最終受付は午後４時30分）
公開日　①会期中終日展示　②金曜～日曜日および祝日のみ（11月４日〈木〉は臨時で公開）
※②は大人100円、学生80円、子ども50円の入園料が必要です。
※イベントの最新情報はＱＲコードからご覧ください。

問京都：Ｒｅ－Ｓｅａｒｃｈ実行委員会事務局（☎414-4287）